

(10) くり

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:1t/10a) ※ 土壌診断に基づくもの (ナギナタガヤ・ライ麦等による草生栽培を含む)		
化学肥料低減技術	① 肥効調節型肥料施用技術 ② 有機質肥料施用技術	化学肥料由来の窒素成分量 7.0kg/10a以下	10.0kg/10a
化学農薬低減技術	① 機械除草技術 ② 生物農薬利用技術 ③ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 ④ 天然物質由来農薬利用技術 ⑤ マルチ栽培技術	化学農薬使用回数(成分数) 9回以下	12回

【その他留意事項】

- 樹形改造により樹冠内への日光の透過、通風をよくする。
- クリタマバチ被害枝は天敵保護のため、虫えい内部に寄生している天敵の羽化後(5月以降)に焼却する。
- イガは収穫後速やかに焼却する。